○年○月○日

○○　○○　様

　○○市町村長

鳥取県が実施する地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の交付決定通知書

　とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

地方就職支援金　　金○○円

○振込予定日　　○年○月○日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※地方就職支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

　振込先金融機関名：○○

　振込先口座番号（下３桁）：○○○

　振込先口座名義：○○　○○

（備考）

１　○○市町村は、とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

　・申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

　・申請日から１年以内に○○市町村に転入しなかった場合：全額

・申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

　（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く）

・○○市町村への転入日から３年未満で○○市町村以外の市区町村に転出した場合：全額

　・○○市町村への転入日から３年以上５年以内に○○市町村以外の市区町村に転出した場合：半額

２　○○市町村は、とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領の規定に基づき、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。